

北海道警察北見方面指定庁舎電力（業務用）需給契約に関するよくある質問と回答

No.	質問事項	回答
1	入札対象施設の現供給者は。	王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社です。
2	契約期間中に、契約に影響する工事の予定及び供給停止となる施設はあるか。	「2北見方面本部庁舎」については、高圧受電設備容量増加工事等、「5斜里警察署」については、動力制御盤交換工事等を予定しております。工事につきましては、令和8年度実施予定の工事であり、詳細につきましては、工事契約後にお知らせすることをご承知おきください。また、供給停止の予定施設はありません。
3	これまで一般送配電事業者から供給を受けていて、初めて入札対象となった施設があるか。	該当施設はありません。
4	計量器はスマートメーターか。	対象施設すべてスマートメーターです。
5	計量日時を「毎月末日24時」から「毎月1日0時」に変更することは可能か。	変更はできません。なお、契約書第7条第1項は、電力量の記録時点を定めたものであり、検針（読み取り）は0時以降であっても差し支えありません。
6	検針票をWEBからのダウンロードとすることは可能か。	使用電力量等の通知は、契約書第7条第1項により「書面」での通知となりますので、「WEB」での発行は認めません。通知の方法として「電子メール」を使用することは可能です。なお、いわゆる「検針票」として別途発行する必要はなく、請求書への同封や、請求書の所定欄に記載する方法でも構いません。
7	契約締結時、契約内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能か。また、契約の変更が不可能な場合、別途、協定書を締結することは可能か。	契約の根幹に係る事項以外は、協議により変更することが可能です。契約書以外に協定書等を締結することはありません。
8	契約期間中において、一般送配電事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能か。	契約書第4条により、協議の上変更することができます。
9	落札後に、電力量の計算区分を変更することは可能か。	できません。道の契約書によります。
10	契約変更協議の前提として当方の約款を摘要できるか。	参考としますが、小売電気事業における標準的取扱方法についても考慮する必要がありますので、常に契約の相手方の約款を適用できるとは限りません。
11	告示されている各種様式をデータでもらうことは可能か。	データでお渡しはしていません。なお、要件を具備したものであれば、同様の書式で任意に作成したもので構いません。
12	入札金額には、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めるか。	含めません。
13	入札書を送付により提出する場合、封筒の表示、郵送方法に指定はあるか。	物品競争入札心得第3条第2項のとおりです。なお、入札日の前日午後5時までに到着する必要があります。
14	送付による入札の場合、再度入札分の入札書を同封して良いか。	2以上の入札書を同封した場合、物品競争入札心得第7条の(5)により無効入札となります。再度入札となる場合は、別途日時を指定して行います。
15	毎月20日までに請求を行う旨の記載があるが、月初めの連休等で指定日を過ぎる場合は、了承してもらえるか。	契約書第9条第1項のとおり、「原則として」ですので、相応の理由があれば了承致します。
16	支払方法は、口座振込となるのか。その場合の振込手数料は北海道の負担で良いか。	お見込のとおりです。ただし、北見方面本部総合庁舎は複数の官公署で構成されているため、それぞれの官公署から振り込まれます。